

事務連絡
令和4年4月18日

各都道府県衛生主管部（局）
救急・災害医療主管課（部）御中

厚生労働省DMA T事務局

令和3年度DMA T技能維持研修の修了要件について

平素よりDMA T事業の推進につきまして、格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、令和3年度DMA T技能維持研修については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、一部の集合研修が開催中止となりました。この点を考慮し、令和3年度DMA T技能維持研修及び統括DMA T登録者技能維持・ロジスティクス研修実施要領（令和3年8月17日付事務連絡）において「eラーニング研修、オンライン研修、集合研修の3種類を1回ずつ受講することで、技能維持研修1回の研修を修了したものとする」としておりましたが、下記のとおり特例的に変更いたします。

貴職におかれては、御了知いただくとともに、関係者への周知をお願いいたします。

記

1. 隊員資格の有効期限が令和3年度末であるDMA T登録者については、特例的に令和3年度のDMA T技能維持研修の修了要件を設ける。
 - 次の受講実績がある場合は、技能維持研修を2回修了したものとする。
 - ① eラーニング研修1回+オンライン研修2回+集合研修0回
 - ② eラーニング研修1回+オンライン研修1回+集合研修1回
 - ③ eラーニング研修1回+オンライン研修0回+集合研修2回
 - 次の受講実績がある場合は、技能維持研修を1回修了したものとする。
 - ① eラーニング研修1回+オンライン研修1回+集合研修0回
 - ② eラーニング研修1回+オンライン研修0回+集合研修1回

2. 隊員資格の有効期限が令和4年度以降であるDMA T登録者については、令和3年度における受講実績を次のとおり令和4年度以降に引き継ぐ。
 - eラーニング研修1回+オンライン研修1回の受講実績がある場合：令和4年度以降に集合研修を受講することにより技能維持研修を1回修了とする。

- eラーニング研修1回＋集合研修1回の受講実績がある場合：令和4年度以降にオンライン研修を受講することにより技能維持研修を1回修了とする。

連絡先：

厚生労働省DMAT事務局

担当 市原

TEL 042-526-5701

E-mail : ichiharamasayuki@dmat.jp

(技能維持研修担当)

厚生労働省DMAT事務局

担当 千島、西田（全般及び立川担当分）

TEL042-526-5701

E-mail : chishima@dmat.jp（千島）、
m.nishida@dmat.jp（西田）

担当 柴田（大阪担当分）

TEL06-6944-3200

E-mail : shibata@dmat.jp

(隊員資格更新担当)

担当 田坂

TEL06-6944-3200

E-mail : koushin@dmat.jp